

アイドリング・ストップ

アイドリング・ストップ(自動車の駐停車時にエンジンを止めること)は、
「さいたま市生活環境の保全に関する条例」により
義務づけられています。



アイドリング・ストップは条例により義務づけられています



- 1 運転者**の方は、駐車時や停車時のアイドリング・ストップの実施が義務付けられています。

(第 32 条第 1 項)



- 2 自動車を使用する事業者**の方は、自動車の運転者がアイドリング・ストップを実施するよう、適切な措置を講じることが義務付けられています。

(第 32 条第 2 項)

● 例

- ・研修等を実施する
- ・必要に応じて休憩所等を設置する



- 3 駐車場***の設置者や管理者の方は、駐車場利用者がアイドリング・ストップを行うように、看板等により周知する義務があります。

(第 33 条)

* 収容能力 20 台以上、あるいは面積 500 m²以上の駐車場

● 看板による周知の例

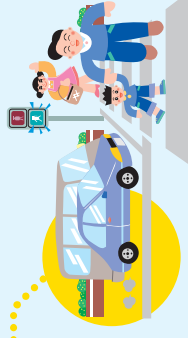
さいたま市の条例により
駐車中のエンジン停止が義務づけられています。
場内ではアイドリングをストップしてください。

- 4 冷蔵車等が積卸しをする施設の設置者**の方は、アイドリング・ストップを行っている間も冷蔵装置を稼働させることができるように、外部電源設備を設置するよう努める義務があります。

(第 34 条)

アイドリング・ストップの例外

- (1) 信号機の表示に従って停車する場合
- (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合
- (3) 人の乗り降りのために自動車等を停車する場合
- (4) 自動車のエンジンを貨物の冷蔵等に用いる装置その他の付属装置(車室内の冷暖房のためのエアコンを除く)の動力として使用する場合
- (5) 緊急車両(消防、救急、警察等)が当該緊急用務のため運転されている場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合



違反すると・・・?

アイドリング・ストップの実施あるいは周知の義務に違反すると、市は勧告を行う場合があります。さらにこの勧告に従わないときは、公表することがあります。

(第 35 条、第 123 条)

環境とお財布にやさしい アイドリング・ストップ



アイドリング・ストップにより

大気汚染物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質など）の排出量が減り、空気がきれいになります

二酸化炭素(CO₂)の排出量が減り、地球温暖化の防止になります

燃料の節約につながり、燃料費が削減できます

1日10分間アイドリングをやめると…

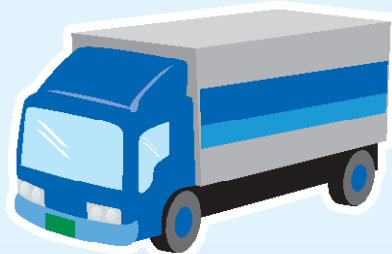
● 乗用車の場合 ●



0.14ℓの燃料削減
年間で約**6,100円**お得!

*ガソリン 1ℓ120円の場合

● 大型トラックの場合 ●



0.22～0.3ℓの燃料削減
年間で約**9,500円**お得!

*軽油 1ℓ100円の場合

お問合せ先

さいたま市環境局環境共生部 環境対策課
TEL 048-829-1330